

## 1. 信憑性評価の意義・目的<sup>1</sup>

- 信憑性評価の対象：信憑性とは「証拠の信憑性」、すなわち「申請者がその過去及び現在の背景事実 (factual background) として提示する証拠の信憑性」を評価するために用いられる表現である。
- 信憑性評価の目的：信憑性評価に関する適切な判断基準及び適用基準を用いる…ことにより、庇護審査手続全体において必要不可欠な第一歩である、各申請者に関する「過去及び現在の認められた事実 (accepted past and present facts)」を確実に確立することができるようになる。
- 適切な判断・適用基準を用いた信憑性評価を行うことの意義  
…申請者の供述の裏付けとなる証拠の不足：難民認定実務において当初から予定されている。どのように対処するか → 「灰色の利益」原則の適用。
  - 申請者が提出した過去及び現在の事実及び状況の一部について、一見したところ裏付けとなる証拠がないために評価に際して疑いの余地が残ると裁判官・審判官が判断する場合、他のすべての証拠について信憑性が認められるときは、灰色の利益原則が適用されるべきである。
  - 申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないとする十分な理由がない限り、申請者が供述する事実は存在するものとして扱われるべきである。（「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益））<sup>2</sup>
  - 申請者がある主張の真実性を誓うとき、その真実性を疑う理由がない限りは、当該主張は真実であると推定される<sup>3</sup>。

→信憑性評価は「灰色の利益」原則の適用を前提として行われるべき。

## 2. 日本の難民認定審査における信憑性評価：全体的な課題

- 信憑性評価に関する指針の欠如。裁判所は行政（入管）よりは理に適う判断をしているように見えるが、それも個別案件の判断にとどまり、指針の一般化が図られない。
- 事実関係に対する究明的な態度。“中核部分”での信憑性判断が求められていることへの理解が不十分である。難民事由の中核に関する議論を阻む「顕微鏡的な」細かさ。厳格な一貫性・整合性が求められ、周辺事実における「矛盾」を理由に、信憑性がないとの判断が下される。

<sup>1</sup> 難民法裁判官国際協会／IARLJ「難民申請及び補完的保護申請の信憑性評価 ―裁判上の判断基準及び適用基準―」[https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/A-IARLJ\\_Credibility\\_final.pdf](https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/A-IARLJ_Credibility_final.pdf)、UNHCR (2013) “Beyond Proof Credibility Assessment in EU Asylum Systems” <https://www.unhcr.org/51a8a08a9.pdf> (Summary <https://www.refworld.org/pdfid/51a704244.pdf>)

<sup>2</sup> UNHCR「難民認定基準ハンドブック」[https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/HB\\_web.pdf](https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/HB_web.pdf)、パラグラフ196。

<sup>3</sup> ジェームズ・ハサウェイ『難民の地位に関する法』103頁。

- 例) 両親の名前に関する表記が異なっていた → 「原告の両親の名前という単純かつ基本的な事柄について、その供述内容等を変遷させていること自体、極めて不合理かつ不自然であり、原告の供述の信用性を大きく減殺させる事情であるといわざるを得ない」 (2015/4/23 東京地判)
- 「矛盾」に対する釈明の機会が保障されていない<sup>4</sup>。
- 2016年11月16日付け入管庁事務連絡「難民認定手続における難民該当性の適切な評価について(通知)」 → 実務の改善を阻むものは何か？

## 2 難民該当性の適切な評価について

難民認定申請案件に係る調査においては、今後、以下のことに留意して、基本に忠実な調査を実施されたい。

○ 申請者の供述の信ぴょう性については、申請者の記銘力、理解力及び表現力の程度が様々であることや言語的な問題があり得ることなどに鑑み、周辺事情の些細な変遷や不一致にとらわれたり、難民調査官の主観的な視点のみによる独断的な評価とならないよう意識し、正確に把握した出身国情報に基づき、第三者的・客観的な視点による適切な評価をすること

- 組織の性質上の課題。入管庁による判断が難民審査参与員に与える影響（いわゆる制度的な要因に基づく限界）。

### 3. 信憑性評価において消極要素とされてきたもの

- A. 裏付けとなる客観証拠の欠如、証拠に対する疑義
  - 例) 民族や家族関係、監禁・暴行・拷問を受けたことを裏付ける客観的証拠がない
  - 例) 提出した書類（党員証や捜査状など）の真正さに対する疑義
- B. 供述の変遷／矛盾
  - 例) 難民認定申請書に記載していないことをインタビューで主張
  - 例) 一次手続で述べていないことを審査請求で主張
  - 例) 退去強制手続き、難民認定手続きで異なる供述
  - 例) 殺害された家族の埋葬場所について、行政・司法で異なる供述
- C. 一般的に知られている事実と矛盾する供述
  - 例) デモの日付について誤った日を供述
- D. 不誠実表示・事実隠蔽
  - 例) 出国から上陸までの経緯について、当初は作り話を供述
  - 例) 偽造の資料を提出
- E. 不合理／不自然な供述・行動
  - 例) 拘束されてから査証取得に至るまでの経緯が「あまりに周到」
  - 例) 旅券申請の経緯が「極めて不自然」

<sup>4</sup> 一方、EU庇護手続指令においては「国際的保護の申請の本案についての個人面接を実施する際、認定当局は...申請を立証するために必要な要素について可能な限り完全に述べるために十分な機会が与えられるよう確保するものとする。これには、申請者の陳述において、欠落しているかもしれない要素及び／若しくは不一致又は矛盾点について説明する機会も含まれる（第16条）」とされている。

- 例) 渡航先の〇〇(周辺国)において難民としての庇護を求めている

#### F. 曖昧な供述

- 例) 改宗したとの主張にも関わらず、教義を言えない

### 4. IARLJで指摘され日本でも参考にされるべきポイント<sup>5</sup>

#### (1) 信憑性判断において差異を生じさせるものとして11の要素(以下下線部を中心)

- (i) 一方の当事者が外国人である個人の申請者であり、他方の当事者が国である。
- (ii)** すべての主張の実体的事実について検証するのは困難であるため、他国の国別情報を参照することが必要になろう。
- (iii) 事件で焦点となるのはかなりの部分が将来についてであり、過去についてではない。
- (iv) 難民条約、OAU条約、カルタヘナ宣言及びECHRのような中核的条約は生きた文書(living instruments)である。
- (v) 判断は国際法上の権利を基礎として行われるのであり、国内法上の恩恵を基礎として行われるのではない。
- (vi) 代理保護(surrogate protection)の原則は国際条約上の義務から生じるものである。
- (vii) 難民としての地位及び補完的保護を受けられる地位は宣言的なものであり、創設的なものではない。
- (viii) 司法の独立及び公正は、反難民/移民の圧力又は社会的圧力によって圧迫される可能性がある。
- (ix) 多くの申請者はその状況に固有の脆弱性を有していると思われることから、申請者に影響を与える心理的側面及びトラウマの側面を考慮しなければならない。 ⇒ 心理的要因
- (x) 申請者は補強証拠をなかなか提示できないことが多く、ウェブから得た資料を含む「裏付け」文書の利用及び濫用については特有の注意が必要となろう。 ⇒ 物理的要因
- (xi) 異文化に関する意識が必要となり、異文化をめぐる課題が生じ、また通訳を通じて作業を進めなければならないのは普通のことである。 ⇒ 文化的要因

#### (2) 信憑性評価における望ましい実務に関する国際的な裁判上の基準(ハイライト中心)

##### A.1 整合性

申請者は、過去及び現在の事実を内的整合性及び外的整合性を備えた方法で提示すべき

##### A.2 自然かつ合理的かどうか

事実に関する証拠の自然さと合理性は、申請者の経歴の信憑性に関する評価に反映

##### **A.3 一貫性(coherence)**

申請者が提出した証拠に一貫性がある場合は、一応信憑性が認められる見込みがより高い。

##### A.4 武器対等の原則(audi alteram partem)

相手側の意見が聴取されなければならない。申請者に不利となる可能性がある重要な証拠であって申請者に説明又は反論の機会が与えられていないものは、信憑性評価において考慮されるべきではない。

<sup>5</sup> 前掲注1 難民法裁判官国際協会/IARLJ

#### A.5 判断理由

裁判官・審判官は、申請者が自己の主張を裏付けるものとして提示した過去又は現在の事実を認定しないことについて、証拠に基づき、実質的、客観的かつ論理的な理由を示さなければならない。

#### A.6 重要性 (materiality)

裁判官・審判官は、申請者の主張にとって重要となる基本的な事実の中核に関わる部分について、信憑性に関する判断を下さなければならない。

#### A.7 憶測

裁判官・審判官は、申請者が提出した証拠の信憑性を認めない理由として主観的な憶測をしてはならない。そうすることは、根拠のない推測に依拠することになるためである。

#### A.8 客観的手法

難民申請及び補完的保護申請におけるすべての信憑性評価は、総合的に考慮された客観的な手法によって実施されなければならない。

#### A.9 細部への過度の又は不合理なこだわり

細部への過度の又は不合理なこだわりは、時として、重要な論点に関する事実認定の誤りにつながる場合がある。…

例：証拠が何年も前に起きた出来事に関するものである場合、迫害を受けるおそれを生じさせた出来事において申請者が果たした役割は小さなものでしかない場合、年齢、ジェンダー又はその他の脆弱性が関連する場合がある。脚色及び誇張も信憑性評価に関連してくる場合があるが、状況によっては関連性を有しないこともあり得る。これらは全体的な観点から評価されなければならない要素である。

### 5. 事例分析

#### (1) 執筆活動等を通じて反政府活動に関与したミャンマー出身の男性 (20選<sup>6</sup> 事例2)

2005/7/19 難民不認定、2006/3/15 異議棄却、2008/2/8 東京地判、2008/8/27 東京高判

##### 【事案の概要】

- 本国内でデモへの参加や演説を行ったところ、警察署に連行され、1日拘束された後、政治活動をしない旨の書面に署名をして釈放された。
- その後、警察官に逮捕され、約1年間、刑務所等に収容される。釈放された際に、二度と政治活動に関わらない旨の書面に署名をした。
- 日本において、軍事政権や政府に対する批判的な内容の記事の執筆や雑誌の発行に積極的に関与。デモへの参加や組織への関与等、反政府活動を行う。

##### 【信憑性の判断／異議】

- 一次審査において…2年以上収監された旨主張…しかしながら、あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において改めて問われた際、収監期間は1年間であった旨延べ、そのように供述を変遷させる理由を問われた際、「収容中で精神的に不安定であった」などと述べるにとどまり、合理的な説明がなされていません。

<sup>6</sup> 全国難民弁護団連絡会議監修「難民勝訴判決20選：行政判断と司法判断の比較分析」を基に作成

疑問点：収監期間は難民事由の「中核部分」といえるか。期間の記憶の曖昧さは、全体としての信憑性に決定的な影響を与えるのか。精神的に不安定であることを理由とする供述の変遷は「不合理」か。(A.6)

#### 【裁判所の判断】

- 身柄拘束の時期・期間に関する供述の変遷<sup>7</sup>について
  - ほぼ一貫して、ミャンマーにおいて2回にわたり身柄を拘束され、その1回目は警察署に連行され1日間拘束されたものである旨供述
  - ミャンマーにおいて2回にわたり身柄を拘束され、その2回目は平成元年から長期間にわたるものであるという主要な点において一致している
  - 20年近く前の事実に係る供述等であり、記憶に多少の混乱があったとしても無理からぬこと
  - 原告が身体を拘束されていたという…刑務所の様子について、詳細かつ具体的に述べていることからすると、原告が同刑務所に収容されていたこと自体は認められるというべき

**ポイント**：中核・周辺部分を区別し、中核部分の一貫性を評価。時間的・心理的要因による供述変遷の「合理性」を判断。供述の具体性を重視。(A.3, A.6)

- 収容されていた場所に関する供述の変遷について：…刑務所において長期間収容されていたという点において一貫している

**ポイント**：中核・周辺部分を区別し、中核部分の一貫性を評価。

- 信憑性についての結論：原告の供述には、被告が主張するような変遷があるものの、これをもって、直ちに原告の供述が信用できないとまではいえない

#### (2) その他、関連事例は「別紙」参照。

### 6. 近年の事例：母国にいる兄からの手紙による難民性が問題となったケース(妹=A)

～原審勝訴したが控訴審になって訳文のミスが露見し供述の信憑性が問われた事例

#### ① (原告Aの提出した訳文)

ア「国民が暴れるように演説をして廻っている、あなたたち家族全員政府を反対している者たちです」(甲)

イ お前の妹が国へ戻れば遺体すら見ることはできないだろうと言われて、一晩中暴行を受けました。どんなに謝ってもだめでした(甲)

ウ 妹が日本に政治活動している事を知らないと思っているのか。妹からの送金で、(兄は)行動して政府の悪口を言っている

<sup>7</sup> 判決文によると、以下の通り「変遷」している。①違反調査時の供述：1987年と1989年の2回。後者は約2年間。②違反審査時の供述：1987年6月ごろと1989年の2回。前者は1日間。後者は1989年から1991年まで。③難民申請時の記載：1987年と1989年の2回。前者は1日間。後者は2年間。④口頭審理時の供述：1987年6月ごろと1989年の2回。前者は1日間。後者は1989年から1991年まで。⑤その後の供述の変遷：1回目の時期は1988年3月、2回目の期間は1年間。

② (控訴審で)

ア' 「そのように発言することは、国民の安定を脅かすことに他ならない。それは政府に対するおまえたち家族全員の反逆行為だ」 (乙)

イ' おまえの妹が国に帰ってくることは不可能だ。帰って来られると思うなら帰ってこい。死体すら見つかると思うな、と言って夜通し殴られた (乙)

☞ アとイはほぼ同様であるが、ウは実際には手紙には存在せず、Aは、兄の死後、母から兄が病院で話したことを聞いて恐怖を抱き、頭からその内容が離れず、共通語に訳す過程において、その事情を書き込んでしまった。

③ 控訴審の判断

「本件手紙を証拠として提出する以上、その訳文として、書かれていないことを、他の者から聞いた話で補充して記載することは考え難い (①) 上、被控訴人は、原審における本人尋問において、本件手紙に被控訴人が日本で反政府的な活動をしていることなどが書かれているなどと客観的な事実と異なる供述をしている。」

「2回目の難民認定申請の申請書において (中略) 本件手紙のことも母から聞いたことを基礎付ける証拠についても言及していない (②) こと (乙A24) からすると、被控訴人が母から兄が話したことを聞き、これを書き加えたという被控訴人の主張は採用し得ない。」

「兄がサイクロンの被災地に救援のために出かけた際の言動について、加害者から非難され、暴行を受けたほか、「我々の党が存在するかぎり、おまえの妹が国に帰ってくることは不可能だ。帰って来られると思うなら帰って来い。死体すら見つかると思うな。」などの発言があったとの記載があったものの、同発言は、兄の言動に対する脅し文句 (③) であって、加害者から、Aの日本における活動を非難する旨の発言があったとの記載はない (④)」。

④ 控訴審判決批判

① について 「補充して記載することは考え難い」

裁判官は日本の裁判システムの水準を前提にした判断を下している。そんなことは当たり前というのは、異文化、異なる社会の差を意識できていない、文化的要因への理解不足

② 「基礎付ける証拠についても言及していない」

証拠の要求が高度に過ぎる。物理的要因への理解不足

③ 「同発言は、兄の言動に対する脅し文句」

一つの可能性を述べているに過ぎず、「A.7 憶測」の指摘が当てはまる。

④ 「加害者から、Aの日本における活動を非難する旨の発言があったとの記載はない」

そうなのか? 「政府に対するおまえたち家族全員の反逆行為」「妹が国へ戻れば遺体すら見ることはできない」は、その文脈として捉えられないか?

「A6 重要性」の点で基本的な事実の中核に関わる部分について、判断を誤っている。

以上